

岩手県野球協会放送委員会規程

第1条 この規程は、岩手県野球協会規約（以下「規約」という。）第20条の規定により設置する放送委員会（以下「委員会」という。）について、同条第4項により、必要事項を定めるものとする。

第2条 この委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 放送員の発掘及び育成指導に関すること。
- (2) 放送員の登録等に関すること。
- (3) 各種大会開催に伴う放送員の派遣等に関すること。
- (4) 岩手県野球協会会長（以下「会長」という。）からの諮問事項に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項に関すること。

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、理事会で選出された者の内から会長が委嘱する。

3 委員の任期は、協会役員の任期に準ずるものとする。

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在の時は、その職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員会は、必要に応じて知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 委員会に委員の活動を補佐するため、支援員（以下「サポーター」という。）を置くことができる。

2 サポーターは、委員と同程度の知識と経験を有する者の中から10名以内を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 サポーターの任期は委員の任期に準ずるものとし、その活動に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 委員長は、委員会で協議した事項について、会長に報告するものとする。

第9条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月6日から施行する。

（令和8年3月7日 一部改正）